平成 15 年 12 月 4 日

河川におけるダイオキシン類簡易測定技術の公募について

国土交通省 河川局 河川環境課

下記により、河川におけるダイオキシン類簡易測定技術を公募する。

記

1.公募の目的

河川における底質のダイオキシン類対策を実施するに当たり、汚染範囲の確定作業を実施することが必要となるが、公定法によるダイオキシン類の測定には多額の費用と長時間を要することが問題となっている。このような状況を受け、河川局では、河川底質中のダイオキシン類の簡易測定法について、その適用条件等をマニュアルにまとめ、全国に周知することとした。

今回は、このマニュアルの作成に当たり、底質ダイオキシン類測定に関する技術を広く募集し、その技術を用いて実際の試料を分析することにより、簡易測定法の適用条件等について検討を加えることを目的とするものである。

2. 公募対象技術

河川底質中のダイオキシン類を、公定法に比して簡易に測定する技術(GC/MS法及び生物法(バイオアッセイ、イムノアッセイ等)を用いた方法に限る。)

3. 平成 15 年度実施の調査検討対象技術に選定された後の作業

当方が用意する、河川底質から分離したダイオキシン類を含有する検体(液体)およそ20本を、概ね4週間以内に分析し、結果を事務局(後出)に報告すること。分析を実施する期間は、平成16年2月末までとし、分析機関ごとの詳細な分析日程については、事務局と協議の上、決定するものとする。マニュアル作成までのフロー及び配布試料等の詳細については、参考資料1~3を参照のこと。

4. 応募資格等

応募技術の開発を中心となって実施し、かつ、事業を実施する上で必要な権利 及び能力を有する個人及び民間法人等とする。

5. 応募方法

1)応募資料作成要領の配布

国土交通省のホームページ(http://www.mlit.go.jp)より入手可能である。要領の郵送を希望する場合は、返信用封筒(角型2号封筒に120円切手を貼付し、返信先を明記したもの)を同封した封書により、時間的余裕をもって3)の送付先に請求すること。

2)資料の作成及び提出

応募資料作成要領に基づき作成し、書留郵便その他の配達記録を確認できる 方法により、3)に示す、本検討業務の事務局である財団法人河川環境管理財 団に送付すること。なお、電送によるものは受け付けない。

3)資料の送付先

〒104-0042

東京都中央区入船1丁目9番12号 財団法人河川環境管理財団 研究第2部内 ダイオキシン類簡易測定技術検討会事務局 あて

6. 公募期間

平成15年12月4日(木)~平成15年12月24日(水)(必着)

7. 応募技術の評価

簡易測定技術の選定及び評価は、財団法人河川環境管理財団が設置した、学識 経験者等からなる「底質ダイオキシン類簡易分析法検討会」において行う。

8. 応募技術の公表

応募された技術は、その分析結果が、上記検討会における審議において、コスト、所要時間、精度等を総合的に勘案し適当と評価されると、「河川底質におけるダイオキシン類簡易分析マニュアル」(仮称)等において公表される。

9. その他

- 1)応募書類、報告書等は日本語によるものとする。
- 2)応募、分析並びに報告書の作成及び送付等に要する費用は、応募者の負担とする。
- 3)応募技術に係わる知的所有権については、適切に対応されたものであること。
- 4)応募された資料及び報告書等は返却しない。
- 5)本件に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒104-0042 東京都中央区入船1丁目9番12号 財団法人河川環境管理財団 研究第2部内 ダイオキシン類簡易測定技術検討会事務局 担当 山下 電話:03-3297-2644

以上

本件担当 国土交通省 河川局河川環境課

課長補佐 宮 藤 秀 之(内線:35452) 係 長 小野寺 秀 明(内線:35483)

> 代表電話 03-5253-8111 FAX 03-5253-1603